

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793  
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
<http://hiramoto-office.com/>

## 税理士の独り言

京セラの名誉会長稻盛和夫氏が JAL の最高経営責任者に就任しました。稻盛氏は生き方を「考え方×熱意×能力」という方程式で表現しています。一番大事なものは、夢が描けて、未来の姿を語れるようなポジティブな考え方です。半官半民の組織をどう変革させるか。「内なる火」が再び燃え上がることができるか。企業は内側から変えるしかありません。現場の声、顧客の声を聞き、変革を拒んでいる障害物を取り除く必要があります。

顧客と社員のために稻盛イズムを浸透させてほしいものです。

## 私の書棚より

○結局、技術の研究開発しかない。デフレ時代に生き残るたった一つの方法は、総力を挙げて研究開発を行うことだ。つまり、デフレが技術革新を起こすのである。

○日本は技術レベルが高いため、中国などと競合することはない。中国が繊維製品、履物、オモチャ、家電といった技術的に低い製品を引き受け、日本が高度な製品をつくるという役割分担である。

「2010 大局を読む」  
長谷川慶太郎著 フォレスト出版

## 税務アンテナ

□個人が不動産を譲渡して損失が発生しても、他の所得と合算したり、繰越すことはできませんが、平成 23 年 12 月 31 日までの居住用財産の譲渡損失については、他の所得と合算したり、譲渡損失の残高があれば、3 年間繰越すことができます。

この特例は、譲渡した年の 1 月 1 日において所有期間が 5 年超であり、買換をする場合は、買換資産に係る住宅借入金（返済期間 10 年以上）があることが要件となります。買換をしない場合は、住宅借入金の金額から譲渡価額を控除した残高を限度として適用が受けられます。

□平成 22 年度の税制改正大綱が決定しました。法人税関係では、特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度が、平成 22 年 4 月 1 日以後終了する事業年度から廃止されます。

所得税関係では、子ども手当や高校の実質無償化に伴い、0 歳から 15 歳に係る扶養控除を廃止し、16 歳から 18 歳に係る特定扶養控除を 63 万円から 38 万円に減額されます。これらの改正は、国税では平成 23 年分以後、地方税では平成 24 年度分以後の適用になります。

贈与税関係では、住宅資金贈与の非課税限度額が、平成 22 年中は 1,500 万円、平成 23 年中は 1,000 万円とされています。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 2月の税務スケジュール

|     |  |
|-----|--|
| 10日 | ○ 1月分の源泉所得税の納付   |
| 16日 | ○ 所得税確定申告の受付   |
| 28日 | ○ 12月決算法人の確定申告<br>○ 6月決算法人の中間申告（予定申告）<br>○ 3月、6月、9月決算法人の消費税中間申告<br>(休日につき 3月 1日) |
| 28日 | ○ 2月決算法人の消費税各種選択届出書提出<br>(休日につき 2月 26日)  |

今月の贈る言葉『モノとカネは有限、ヒトは無限』 by 土光敏夫